

国土利用計画法に基づく 届出について

国土利用計画法に規定する一定面積以上の土地取引を行ったときは、契約（予約を含む）締結日から2週間以内に、譲受人（権利取得者）は土地の利用目的および取引価格などを、土地が所在する市町村へ届出する必要があります。

届出をしなかった場合、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処される場合がありますので、届出期限を過ぎた場合でも、届出書を必ず提出してください。

【届出が必要な土地面積】

- ・都市計画区域 5千㎡以上
- ・都市計画以外区域 1万㎡以上

※隣接地を同一の利用目的で取得した場合、各土地面積が届出に必要な面積未満でも、全体面積が一定面積以上であれば届出の対象となります。

【届出について】

令和7年7月1日に届出様式が変更されました。また、電子メールでも提出できるようになりました。

詳しくは、左記二次元コードから町HPをご確認ください。

※旧様式での届出はできないのでご注意ください。

【問い合わせ先】

政策推進課企画係
☎0137-6212300



国土利用計画法の届出について

障害のある方々の就労を叶えます
実績多し!!

仕事 決まったよ!

障害者手帳、障害者基礎年金の証明書
自立支援医療受給者証をお持ちでない方もお気軽にご相談ください。

今すぐお電話を!
0138-83-8018
080-1896-1077
jobsp.hirano@gmail.com

町内で訓練してます

国館市深堀町1-7
ジョブシード 検索

八雲税務署からの お知らせ

所得税などの申告は e-Taxをご利用ください

・国税庁HP内の「確定申告書等作成コーナー」から、スマホやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用しオンラインで提出できます。

・マイナポータル連携を利用すると、給与、年金、医療費、ふるさと納税などのデータを申告書の該当項目へ自動入力できます。

【注意事項】

①給与のデータは、事業主の方が事前にオンラインで源泉徴収票を提出していただいていることなどの要件があります。

②マイナンバーカード読取対応のスマホ（またはICカードリーダー）が必要です。また、マイナポータル連携の利用には、事前準備が必要です。

③マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご

注意ください。

※詳しくは、国税庁HPをご覧ください。



国税庁HP



e-Tax について



マイナポータル
連携について

確定申告に関する ご相談について

令和8年1月5日(月)から令和8年2月13日(金)までの期間は、確定申告会場が開設されていますので、税務

【問い合わせ先】

八雲税務署 ☎0137-6312148
※自動音声がかかりますので「2」を選択してください

署窓口での相談を希望される方は、事前予約が必要です（事前予約をしていない方の申告相談は、原則として受付けていません）。

・事前予約は、LINEによるオンライン事前予約または電話にてお受けしますが、電話でのお問い合わせが多い時期のため、オンライン事前予約を推奨します（オンライン事前予約は、令和7年12月下旬に開始予定）。また、確定申告会場の開設期間や相談受付時間については、決まり次第お知らせいたします。



国税庁公式LINE
アカウントはこちら